

容 器 承 認 書

原規規発第 2306155 号

令和 5 年 6 月 15 日

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 15 日付け熊原第 23-002 号（以下「申請書」という。）をもって申請のあった輸送容器については、同法第 59 条第 1 項に規定する技術上の基準のうち容器に関する基準に適合していると認められるので、同法第 59 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
添付の申請書の写しに記載のとおり

承認容器として使用する期間

令和 5 年 6 月 15 日から令和 7 年 10 月 27 日まで

ただし、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和５３年総理府令第５７号）及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成２年科学技術庁告示第５号）（以下「規則等」という。）の改正により、規則等に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合しなくなった場合は失効する。

承認容器登録番号

各容器につき以下のとおり

S※A 2 0 0 9 （注）

（注）※は添付の申請書の写しの５．に記載された製造番号のうち、G P 0 1－を除いた部分の数字を指す。例えば製造番号がG P 0 1－0 0 1の承認容器登録番号はS 0 0 1 A 2 0 0 9となる。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和５３年総理府令第５７号）第２２条第２号から第５号まで、第８号及び第９号に掲げる事項

添付の申請書の写しの１．から４．まで及び７．に記載のとおり

容器承認申請書

熊原第 23-002 号

令和 5 年 05 月 15 日

原子力規制委員会殿

住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 5 号

氏名 原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称

GP-01 型

2. 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

幅 : 約 83cm

長さ : 約 114cm

高さ : 約 106cm

(2) 輸送容器の重量

730kg 以下

(3) 核燃料輸送物の総重量

1,300kg 以下

(4) 輸送容器の概略を示す図

図 1 のとおり

詳細形状は、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更申請書（令和 4 年 6 月 20 日付熊原第 22-004 号（令和 4 年 7 月 20 日付熊原第 22-014 号をもって一部補正）に係る別紙 1 の(イ)－第 1 図から(イ)－第 11 図までに示されている。

(5) 輸送容器の主要材料

表 1 のとおり

3. 核燃料輸送物の種類

- (1) 核燃料輸送物の種類 : A 型輸送物及び核分裂性物質に係る核燃料輸送物
- (2) 輸送制限個数 : 制限なし
- (3) 配列方法 : 任意
- (4) 臨界安全指数 : 0

4. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

表 2 のとおり

5. 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号

表 3 のとおり

6. 承認容器として使用することを予定している期間

2089 年 10 月 27 日まで

7. その他特記事項

(1) 核燃料輸送物設計承認番号

J/2009/AF

(2) 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

本輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いについては、核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更申請書（令和 4 年 6 月 20 日付熊原第 22-004 号（令和 4 年 7 月 20 日付熊原第 22-014 号をもって一部補正）の 11 に示す輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項のとおり。

(3) 承認容器として使用する期間に関連する情報

容器製造後にはじめて承認された日は表 4 のとおり。

表 1 輸送容器の主要材料

容 器 部 位	材 質
外容器	ステンレス鋼
内容器	ステンレス鋼
断熱材	セラミックファイバー
中性子吸収材	ボロン入りステンレス鋼
衝撃緩衝材	アルミニウムハニカム
ロッドボルト	クロムモリブデン鋼
ナット	ステンレス鋼

表 2 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

(輸送容器 1 基当たり)

種類	ウラン酸化物 (UO_2 、 UO_3 又は U_3O_8) 又は ガドリニア入りウラン酸化物	
性状	固体 (ペレット)	
重量	ペレット保管箱組立体 (A) 2 基 : ウラン酸化物 264kg 以下 ペレット保管箱組立体 (B) 2 基 : ウラン酸化物 200kg 以下	
放射能量	総 量	3.75×10^{10} Bq 以下
	主 要 な 核 種	^{232}U 1.34×10^8 Bq 以下
		^{234}U 2.70×10^{10} Bq 以下
		^{235}U 1.87×10^9 Bq 以下
		^{236}U 1.40×10^8 Bq 以下
		^{238}U 8.26×10^9 Bq 以下
		^{99}Tc 1.46×10^6 Bq 以下
濃縮度	5.0wt%以下	
燃焼度	該当しない	
発熱量	該当しない	
冷却日数	該当しない	
濃縮ウラン中の 不純物仕様	^{232}U	$\leq 0.0001 \mu\text{g/gU}$
	^{234}U	$\leq 10 \times 10^3 \mu\text{g/g}^{235}\text{U}$
	^{236}U	$\leq 250 \mu\text{g/gU}$
	^{99}Tc	$\leq 0.01 \mu\text{g/gU}$
	ただし、 $^{236}\text{U} < 125 \mu\text{g/gU}$ の場合は、 ^{232}U 及び ^{99}Tc は適用外	

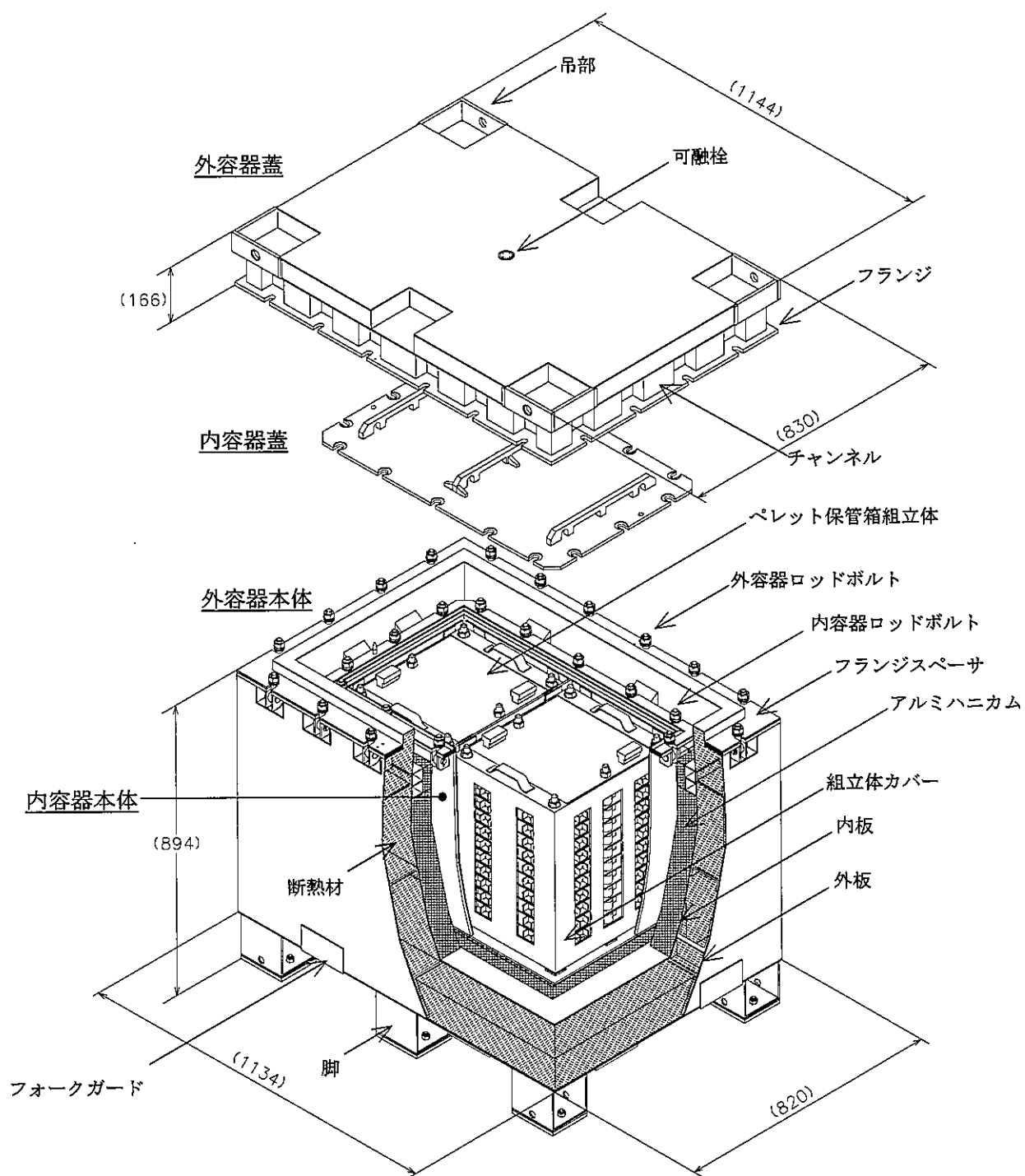
・ペレット保管箱組立体 (A) と (B) は同梱しない。

表3 承認を受けようとする容器の製造番号

	製造番号		製造番号		製造番号		製造番号		製造番号
1	GP01-001	13	GP01-013	25	GP01-025	37	GP01-037	49	GP01-049
2	GP01-002	14	GP01-014	26	GP01-026	38	GP01-038	50	GP01-050
3	GP01-003	15	GP01-015	27	GP01-027	39	GP01-039	51	GP01-051
4	GP01-004	16	GP01-016	28	GP01-028	40	GP01-040	52	GP01-052
5	GP01-005	17	GP01-017	29	GP01-029	41	GP01-041	53	GP01-053
6	GP01-006	18	GP01-018	30	GP01-030	42	GP01-042	54	GP01-054
7	GP01-007	19	GP01-019	31	GP01-031	43	GP01-043	55	GP01-055
8	GP01-008	20	GP01-020	32	GP01-032	44	GP01-044	56	GP01-056
9	GP01-009	21	GP01-021	33	GP01-033	45	GP01-045	57	GP01-057
10	GP01-010	22	GP01-022	34	GP01-034	46	GP01-046	58	GP01-058
11	GP01-011	23	GP01-023	35	GP01-035	47	GP01-047	59	GP01-059
12	GP01-012	24	GP01-024	36	GP01-036	48	GP01-048	60	GP01-060

表 4 容器製造後にはじめて承認された日

製造番号	容器製造後にはじめて承認された日
GP01-001～010	平成 21 年 10 月 28 日
GP01-011～060	平成 25 年 05 月 22 日



(単位：mm)

図1 GP-01 型輸送容器外観図